新宿ゴールデン街地区における火災予防ルール

私たちの新宿ゴールデン街は、昭和の風情が残る魅力ある飲食店街として親しまれ、常連には著名な文化人も多く、近年は国内のみならず訪日外国人の人気観光スポットとしても脚光を浴びています。

多くの人々を惹きつける魅力として、木造建物や看板が密集し、狭い道路が生み出す特有なまちなみがあげられます。一方、こうした状況は、災害時の避難や消防活動に支障をきたすことから、防災性をどのように向上させていくかが課題となっています。

防災性を向上させる手段としては建物の建替えが挙げられますが、費用負担が大きいことや、土地や建物の所有関係が複雑なこと等から、なかなか進まない状況です。

このため、私たちは短期的な改善策として、自動火災報知設備や煙感知器、消火器の設置、建物の改修に合わせた防火対策等に取り組んできました。

本ルールでは、私たちが協力・連携してこうした取組みをより一層進めていくことで、まちの風情を守り、防災性を向上したまちの実現を目指していきます。

【新宿ゴールデン街地区の範囲】

令和２年１１月１０日

三光事業組合

新宿三光商店街振興組合

花園街商業協同組合

新宿ゴールデン街商店街振興組合

第１条　目的

新宿ゴールデン街地区内の土地・建物を所有する者、居住者、営業者が協力・連携して、火災の予防・避難・延焼の防止に取り組むことで、「まちの風情を守り、防災性を向上したまち」を実現することを目的とする。

第２条　基本方針

1　地区全体に自動火災報知設備を設置する。

2　各店舗等に消火器を設置する。

3　建物の改修等をしようとするときは、別表に掲げる項目を行う。

第３条　改修等にあたっての手続き

1　改修等に着手する前に、建物の位置に応じて、新宿三光商店街振興組合又は新宿ゴールデン街商店街振興組合に対して、改修計画届出書（別記第１号様式）を提出する。

2　改修等が完了したときに、建物の位置に応じて、新宿三光商店街振興組合又は新宿ゴールデン街商店街振興組合に対して、改修完了届出書（別記第２号様式）を提出する。

第４条　組合への協力

地区内の土地・建物を所有する者、居住者、営業者は、組合の活動に協力する。

（附則）

本ルールは、令和３年７月１日から運用を開始する。

項目

別表

目的		項目	
火災予防		火気使用の制限	出来るだけ、電磁調理器（ＩＨ調理器）を使用するなど、火気を使用しない。
			やむを得ず火気を使用する場合は、火気使用室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、内装材を不燃材料とする。
		火災の予防	出来るだけ、タコ足配線とならないようにする。
			コンセントは、維持管理しやすい位置に設け、定期的に清掃を行う。
避難		排煙窓の設置等	開放できる窓を設置する。窓を開放する際は、周辺に迷惑をかけないよう配慮する。
		非常用照明装置の設置	各室及び避難経路に非常用照明装置を設置する。
		経路の確保	避難経路上に避難の妨げとなる物を設置しない。
			エアコンの室外機は、人の通行の妨げとならないよう、道路や通路に床置きしない。
延焼防止	内部	内装制限等	カーテン等は、防炎性能を有するものとする。
			内部の壁材及び天井材は、石膏ボードを使用し、仕上げ材（クロス）は不燃材料又はそれと同等品を使用する。
		界壁の設置	屋根裏又は天井裏まで、界壁により区画する。
	外部	外装材の不燃化等	屋根材及び外壁は、不燃材料を使用する。
			ガラス及び窓サッシは、網入りガラス又はその同等品を使用する。
その他		出窓や庇の設置	現状の建物から突出する出窓や庇は設置しない。
		看板	看板を設ける場合は、周辺の看板と重ならないよう配慮する。 また、看板のデザインは、まちの風情を損なわないよう配慮する。
		消防への届出	建物の所有者又は営業者は、工事完了時において、四谷消防に防火対象物使用開始届出書を提出する。